

ては、今後、詳細リスク評価を行うこととしており、このうち「10コバルト及びその化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）」については、今後は対象範囲を広げて「コバルト及びその化合物」として評価を行うこととする。

○グループ②の物質については、平成20年度に有害性評価のみ終了したことから、平成21年度以降、ばく露評価を行うこととしている。

○グループ③の物質については、有害物ばく露作業報告による事業場把握ができなかったことから、平成21年度以降、業界団体を通じて、製造・取扱い事業場の有無を確認した上で、必要な評価を行うこととしている。

なお、グループ③の物質うち、「43りん化インジウム」については、今後は対象範囲を広げて「インジウム及びその化合物」として評価を行うこととする。

なお、本報告書では、グループ①の20物質及びグループ②の4物質の評価書を別冊として添付しており、このうちグループ①の20物質の評価結果の概要を下記（2）に示している。

（2）初期リスク評価の結果概要

平成20年度においては、上記（1）のとおり、発がん性等の有害性が高いと指摘されている化学物質20物質の初期リスク評価（有害性評価及びばく露評価）を行ったところであり、その概要は次のとおりである。

ア 次の6物質については、取り扱う一部の事業場において、二次評価値を超えるばく露が見られたことから、これらの物質については、さらに詳細なリスク評価を行うべきであり、行政措置の要否については、この結果を待って判断すべきである。

○2-クロロ-1, 3-ブタジエン

○コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）

○酸化プロピレン

○1, 4-ジクロロ-2-ブテン

○2, 4-ジニトロトルエン

○ジメチルヒドラジン

イ 次の1物質については、測定結果は定量下限値未満であったが、この物質は動物実験において単回投与でがんが発生していることから、使用動向、作業実態について引き続き調査を行うべきであり、行政措置の要否については、この結果を待って判断すべきである。

○1, 3-プロパンスルトン

ウ 次の7物質については、測定結果が一次評価値を超えていたものの二次評価値以下であったことから、今回のばく露実態調査に基づくリスク評価ではリスクは高くないと考えられるが、有害性の高い物質であることから、国は、既存の法令に基づく対応を図るとともに、事業者においてリスク評価を実施して、引き続き適切な管理を行うべきである。

○2, 3-エポキシプロピルフェニルエーテル

○4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル

○4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン

○2, 4-ジアミノトルエン

○ヒドラジン

○4, 4'-メチレンジアニリン

○2-メトキシ-5-メチルアニリン

エ 次の6物質については、測定結果が一次評価値以下であった（二次評価値のみが設定され、測定結果が二次評価値以下であった物質を含む。）ことから、今回のばく露実態調査に基づくリスク評価ではリスクは低いと考えられるが、各事業場において引き続き適切な管理を行うべきである。

○イソプレン

○オルト-アニシジン

○オルト-ニトロトルエン

○ベンゾ [a] アントラセン

○ベンゾ [a] ピレン

○ベンゾ [e] フルオラセン

(3) まとめ

今回の初期リスク評価の結果に基づき、国は、リスクが高いおそれのある物質等7物質について詳細リスク評価を行うとともに、現時点ではリスクが高くないと判断されたその他の物質についても事業者に対して適切な管理を行うよう指導するべきである。

なお、今回行った初期リスク評価は、現時点において入手された資料・データを基にリスク評価を行ったものであり、リスク評価結果は将来にわたって不変のものではない。このため、引き続き情報収集に努めていく必要がある。